

公立大学法人横浜市立大学公用車管理規程

制 定 平成20年12月5日規程第145号
最近改正 平成28年4月1日規程第32号

(趣旨)

第1条 公用車の管理について必要な事項は、別に定めるものほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「公用車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）の使用に供するため法人の所有又は占有に属するものをいう。

(自動車管理者)

第3条 公用車の適正な管理と効率的な運行を図るため、自動車管理者をおく。

2 自動車管理者は、公用車を管理する主管の課長とする。

(維持管理費の負担)

第4条 自動車管理者は、管理する公用車に要する費用のうち、必要と認めた費用を他の課に負担させることができる。

(運転者の義務)

第5条 公用車の運転者（以下「運転者」という。）は、常に交通法規を遵守し、安全運転に努めるとともに、自動車管理者の指示に従わなければならない。

(運転日報)

第6条 運転者は、運転終了後、運転日報に必要事項を記録し、速やかに自動車管理者に提出しなければならない。

なお、鶴見キャンパス及び舞岡キャンパスにおいては、公立大学法人横浜市立大学事務決裁規程第11条により、学務教務部教育推進課鶴見キャンパス担当係長及び舞岡キャンパス担当係長の代決とができる。

2 運転日報には、次の事項を記録することとする。

- (1) 運転日時
- (2) 運転者
- (3) 走行距離
- (4) 運転経路
- (5) 同乗者

(事故等の連絡)

第7条 運転者は、公用車に事故又は故障が発生したときは、直ちに自動車管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるものほか、公用車の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月5日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日より施行する。

附 則（平成28年規程第32号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。